

江南市では、雇用の安定と創出、地域経済の活性化を図るために、様々な優遇制度を整備して、企業立地を推進しています。
対象となる事業を検討している方は、積極的にご活用ください。

■工場などの新增設に対する優遇制度

- ① **企業立地促進奨励金** …1 ページ
…市外からの新規立地を支援
- ② **高度先端産業立地補助金**…3 ページ
…高度先端分野の設備投資を支援
- ③ **企業再投資促進補助金**…5 ページ
…市内に長年立地する企業の設備投資を支援
- ④ **中小企業再投資促進奨励金**…7 ページ
…市内に立地する中小企業の設備投資を支援

■上乗せの優遇制度

- ⑤ **企業立地インフラ整備支援補助金**…9 ページ
…工場等の立地に伴うインフラ整備を支援
- ⑥ **新規雇用促進奨励金**…11 ページ
…工場の拡張などに伴う市民の新規雇用を支援

① 企業立地促進奨励金

対象業種：

製造業

物流業

●制度の概要

市外からの企業立地を促進するため、新しく市内の特定区域に工場等を新設する企業に対し、奨励金を交付します。

●奨励金の額

○**土地・家屋・償却資産**にかかる**固定資産税・都市計画税**に相当する額を**3年間（限度額なし）**

※工場等の新設にかかるものに限りです。

※土地については、操業開始の前3年以内に取得したものに限りです。

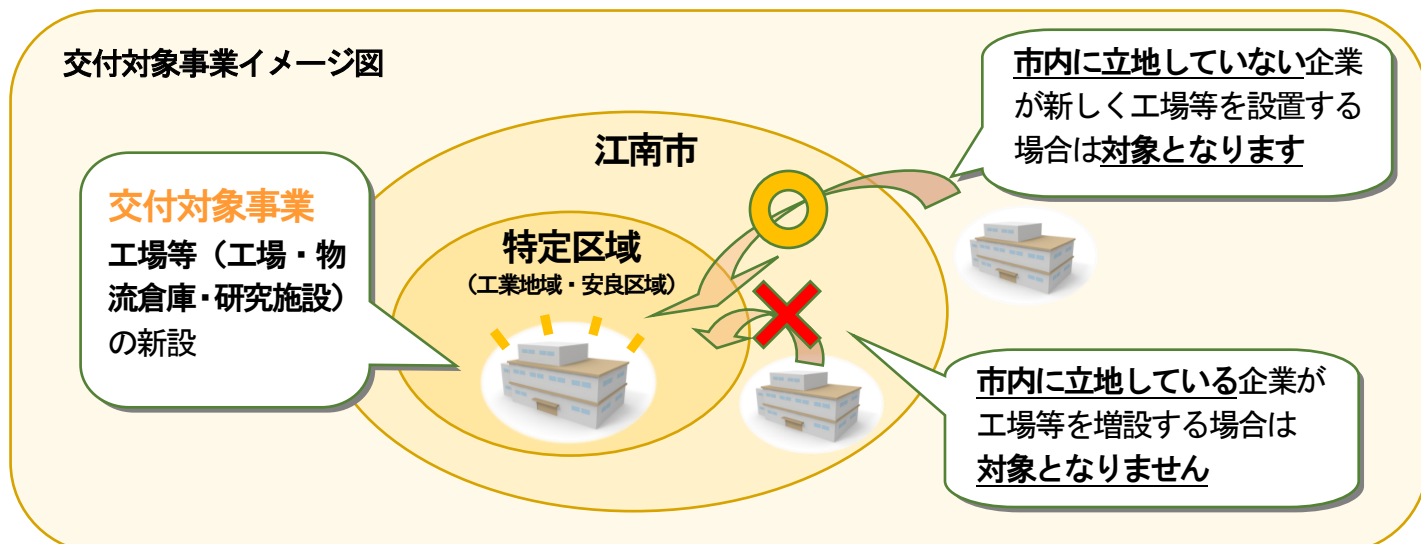
●交付対象事業

工場等（物品の製造、開発、加工、修理、流通のための施設）を、市内の**特定区域に新設**する事業が対象となります。

※「特定区域」とは、市内の**工業地域**または**安良区域**（13 ページ参照）をいいます。

※「新設」とは、市内に工場等を有しない企業が、特定区域に新たに工場等を設置することをいいます。

交付対象事業イメージ図



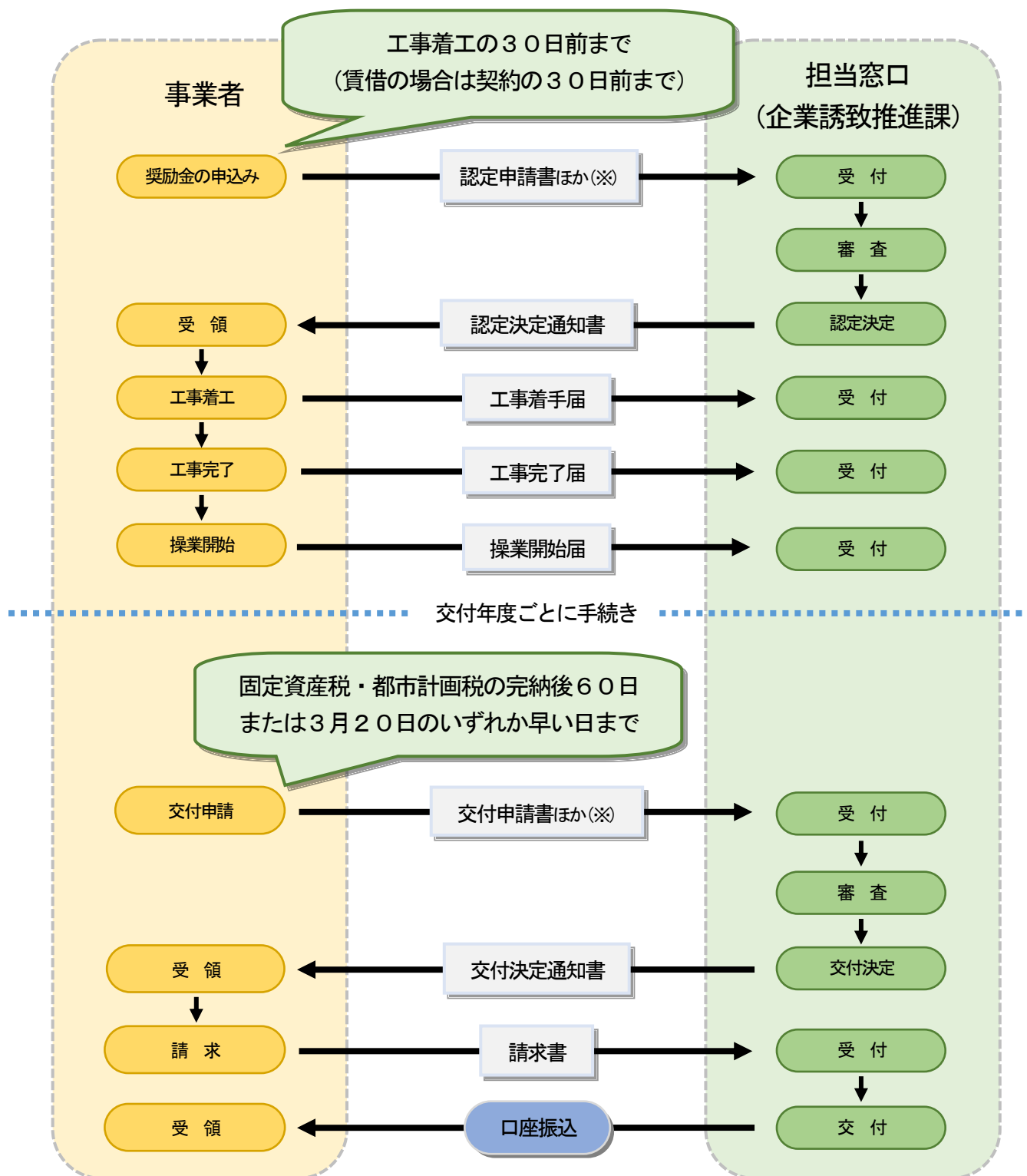
●要件

○認定申請書の提出後、3年以内に操業を開始すること。

○過去3年間で市税の滞納がないこと。

※①～④の優遇制度は、それぞれ重複して申請することはできません。

●手続きの流れ



※認定申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・企業の概要がわかる書類
- ・法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票の写し
- ・定款又は規約
- ・工場等の配置図及び計画平面図
- ・家屋を賃借する場合は賃貸借契約書（案）の写し
- ・償却資産リスト及び売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・市税の納税状況等に関する調査同意書

※交付申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・奨励金の交付対象となる固定資産税及び都市計画税を証する書類

② 高度先端産業立地補助金

対象業種： 製造業

●制度の概要

市の産業の高度化を図るため、市内で高度先端産業分野に関する工場を新增設する中小企業に対し、愛知県と連携して経費の一部を補助します。

●補助額

○**家屋・償却資産の取得費用**(消費税相当額を除く。)**の8～10%**
(**限度額4億円**)

※土地の取得費用は補助対象外です。

※工場の新增設を伴わない設備一新の場合は、補助率は4～5%となります。

●補助対象事業

**高度先端産業分野（右表）の工場を
市内に新增設**する事業が対象となります。

※「**新增設**」とは、下記のことをいいます。

- 新たに土地を取得・賃借し、工場を建設すること。
(新規立地)
- 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得・賃借した隣接地に、新たな工場を建設すること。(新築)
- 自ら所有・賃借する既存の工場を増築すること。
(増築)
- 自ら所有・賃借する工場において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。(設備一新)

対象となる分野

- 健康長寿関連分野
- 環境・新エネルギー関連分野
- 航空宇宙関連分野
- 先端素材関連分野
- ナノテクノロジー関連分野
- バイオテクノロジー関連分野
- 情報通信関連分野
- その他市長が認める高度先端的な技術分野

●要件

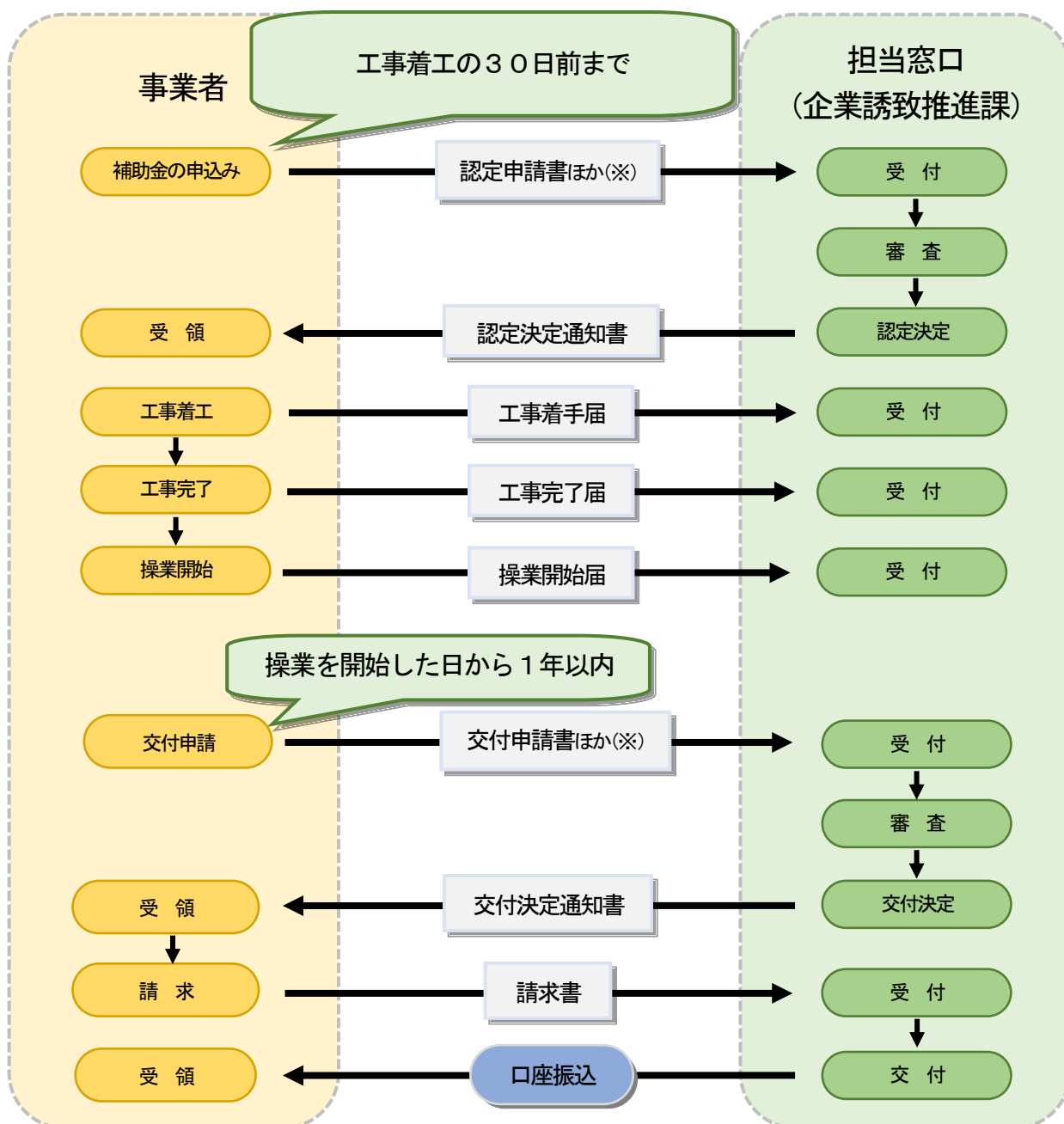
- 中小企業基本法が定義する**中小企業**であること。
- 固定資産取得費用**(土地を除く)が**2億円以上**であること。
- 原則として、**常用雇用者数**が**5人以上増加**すること。
- 愛知県21世紀高度先端産業立地補助事業の認定を受けていること。
- 認定申請書の提出後、3年以内に操業を開始すること。
- 過去3年間で市税の滞納がないこと。

※①～④の優遇制度は、それぞれ重複して申請することはできません。

●手続きの流れ

○原則、認定申請の前に市および県によるヒアリング調査を行います。

申請を検討される際はお早めにご相談ください。



※認定申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・事業計画書 ・高度かつ先端的な技術性及び製造、開発する製品を説明する資料
- ・今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料 ・法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票の写し
- ・定款又はこれに準ずるもの ・会社等の概要を説明するパンフレット等 ・工場の配置図及び計画平面図
- ・貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の２事業年度分）
- ・土地又は家屋の登記事項証明書又は賃貸契約書の写し ・市税の納税状況等に関する調査同意書

※交付申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）
- ・認定申請時と変更のある場合、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- ・法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票の写し ・建築基準法の規定による検査済証の写し
- ・新たに雇用した従業員の名簿（雇用年月日、氏名及び住所を記載したもの）

③ 企業再投資促進補助金

対象業種： 製造業

●制度の概要

市内企業の定着と発展を図るため、市内に長年立地する企業が工場または研究所を新增設する際に、愛知県と連携して経費の一部を補助します。

●補助額

○**家屋・償却資産の取得費用**(消費税相当額を除く。)**の8～10%**
(**限度額4億円**)

※土地の取得費用は補助対象外です。

●補助対象事業

右表に掲げる分野の工場または研究所を市内に新增設する事業が対象となります。

※「**新增設**」とは、下記のことをいいます。

- 新たに土地を取得・賃借し、工場等を建設すること。
(新規立地)
- 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得・賃借した隣接地に、新たな工場等を建設すること。(新築)
- 自ら所有・賃借する既存の工場等を増築すること。
(増築)
- 自ら所有・賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。(設備一新)

対象となる分野

- 次世代自動車関連分野
(自動車関連を含む。)
- 航空宇宙関連分野
- 環境・新エネルギー関連分野
- 健康長寿関連分野
- 情報通信関連分野
- ロボット関連分野
- 東尾張地域集積業種 (※)

(※)「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」で東尾張地域の集積業種として指定されている、輸送機械関連産業、繊維関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、新エネルギー関連産業、農工商連携関連産業、食料・飲料品関連産業、住宅・建築物・同設備関連産業の業種。

●要件

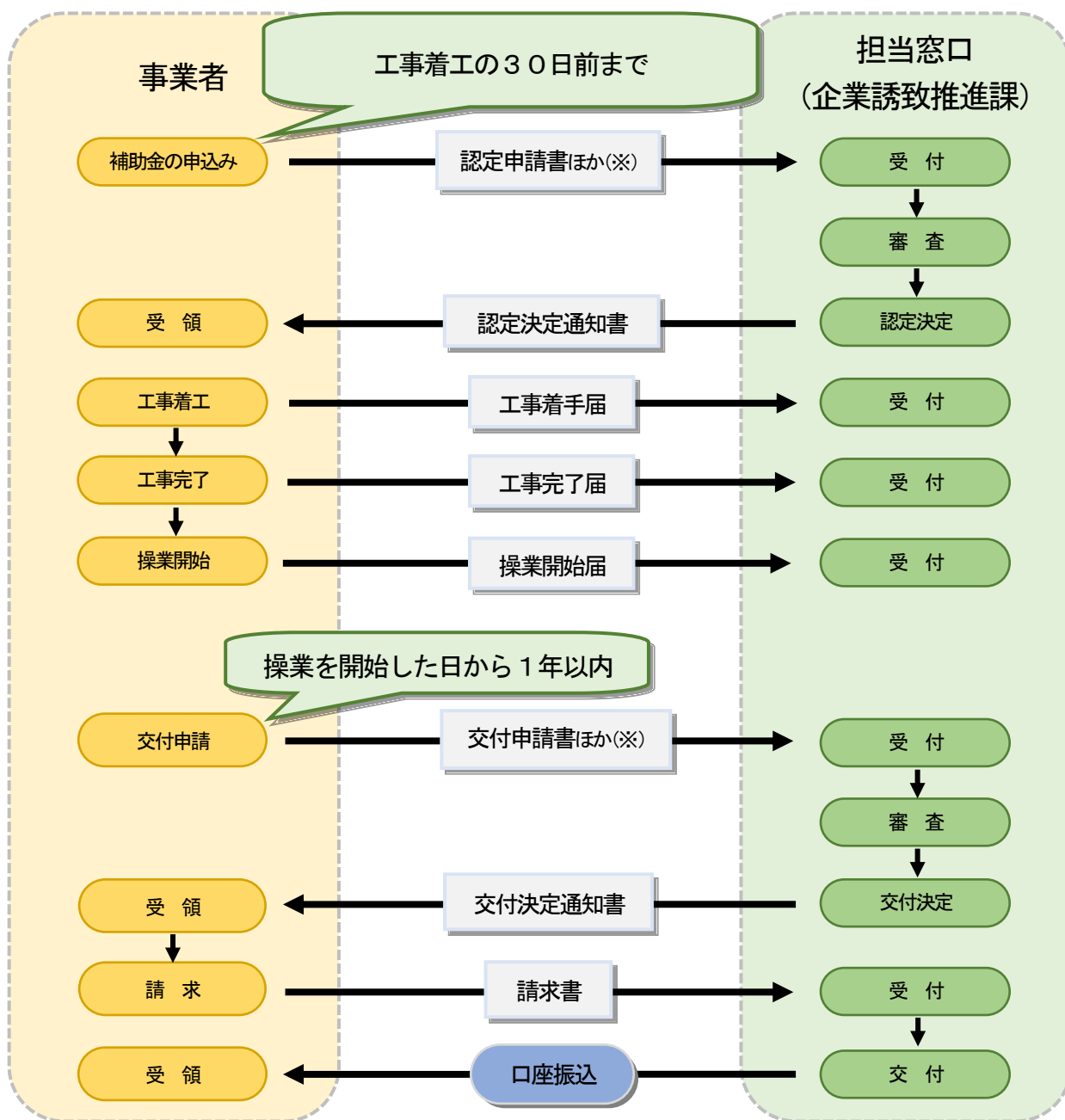
- 原則20年以上**市内に工場または研究所を立地していること。
- 固定資産取得費用**(土地を除く)が**大企業25億円以上**、**中堅・中小企業1億円以上**であること。
- 認定申請から補助金の交付までの期間中、**大企業50人以上**、**中堅・中小企業25人以上の常用雇用者数を維持**すること。
- 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。
- 認定申請書の提出後、3年以内に操業を開始すること。
- 過去3年間で市税の滞納がないこと。

※①～④の優遇制度は、それぞれ重複して申請することはできません。

●手続きの流れ

○原則、認定申請の前に市および県によるヒアリング調査を行います。

申請を検討される際はお早めにご相談ください。



※認定申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・事業計画書
- ・補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- ・今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料
- ・法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票の写し
- ・定款又はこれに準ずるもの
- ・会社等の概要を説明するパンフレット等
- ・工場等の配置図及び計画平面図
- ・貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の２事業年度分）
- ・土地及び家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- ・市税の納税状況等に関する調査同意書

※交付申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）
- ・認定申請時と変更のある場合、建築概要等がわかる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立体図）
- ・建築基準法の規定による検査済証の写し
- ・常用雇用者数報告届

④ 中小企業再投資促進奨励金

対象業種：

製造業

建設業

物流業

卸売業

小売業

サービス業

●制度の概要

市内中小企業の定着と発展を図るため、事業所の新增設や償却資産の取得をした中小企業に対し、奨励金を交付します。

●奨励金の額

○事業所の新增設…

土地・家屋にかかる**固定資産税・都市計画税**に相当する額を**3年間**
(**限度額なし**)

○償却資産の取得…

償却資産にかかる**固定資産税**に相当する額を**1年間** (**限度額なし**)

※土地・家屋にかかる固定資産税・都市計画税については、事業所の新增設にかかるものに限ります。
また、土地については、操業開始の前3年以内に取得したものに限ります。

●交付対象事業

製造業、建設業、物流業、卸売業、小売業、サービス業の中小企業が行う**事業所の新增設**や**償却資産の取得**が対象となります。

※「新增設」とは、下記のことをいいます。

- 新しく土地を取得して事業所を建設する
- 既に事業を行っている敷地内に新たに事業所を建設する
- 所有する既存の事業所の増築を行う

●要件

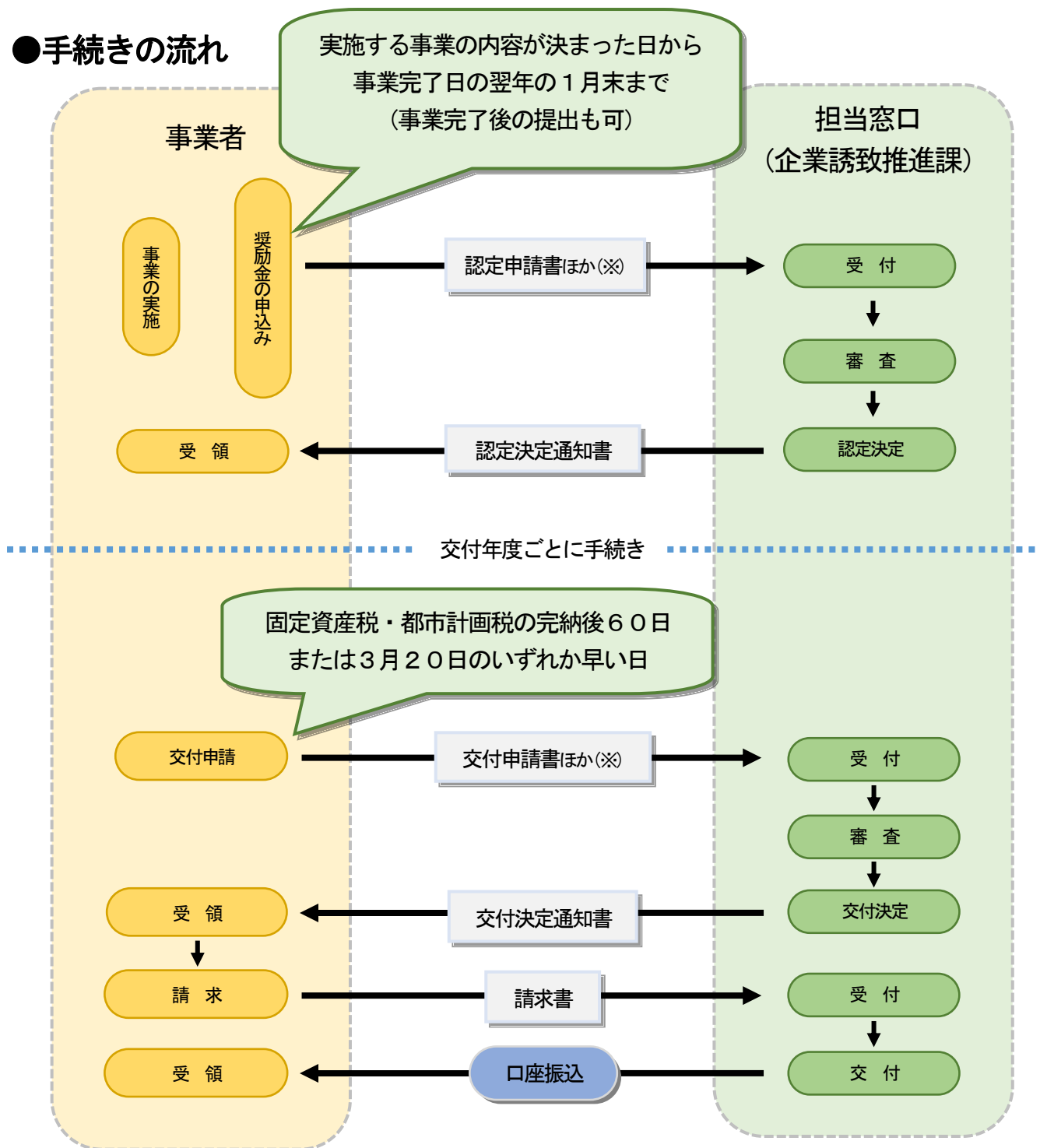
- 中小企業基本法が定義する**中小企業**であり、**5年以上**市内に事業所を立地していること。
- 償却資産の取得については、下記の条件を満たすこと。

業 種	1年間に取得する償却資産総額
製造業・建設業・物流業	2,000万円以上 (1品の価格が100万円以上のものが対象)
卸売業・小売業・サービス業	200万円以上 (1品の価格が30万円以上のものが対象)

- 認定申請書の提出後、3年以内に操業を開始すること。
- 過去3年間で市税の滞納がないこと。

※①～④の優遇制度は、それぞれ重複して申請することはできません。

●手続きの流れ



※認定申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・企業の概要がわかる書類
- ・法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票の写し
- ・定款又は規約
- ・事業所の配置図及び平面図
- ・償却資産リスト及び売買契約書の写し
- ・市税の納税状況等に関する調査同意書

※事業所の新增設を実施する場合は、進捗に応じて下記の書類を提出して下さい。

- ・工事着手時・工事着手届
- ・工事完了日・工事完了届
- ・操業開始時・操業開始届

※交付申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・奨励金の交付対象となる固定資産税及び都市計画税を証する書類

⑤ 企業立地インフラ整備支援補助金

対象業種：

製造業

物流業

●制度の概要

市内の安良区域（13ページ参照）における企業立地を促進するため、工場等の新增設に伴うインフラ整備に要する費用の一部を補助します。

●補助額

○**道路・水路・水道施設の整備**にかかる費用（委託料・工事費用など。消費税相当額を除く。）の**2分の1（それぞれ限度額500万円）**

※道路・水路・水道施設それぞれについて、工事にかかる費用の合計が100万円以上のものに限りま。

●補助対象事業

工場等（物品の製造、開発、加工、修理、流通のための施設）を市内の**安良区域に新增設**することに伴い、**道路、水路、水道施設を整備**する事業が対象となります。

※対象とするインフラ整備は、工場等の敷地外で行う工事に限りま。

（例）水道施設については、配水管の整備にかかる費用は対象となりますが、給水管部分は対象外です。

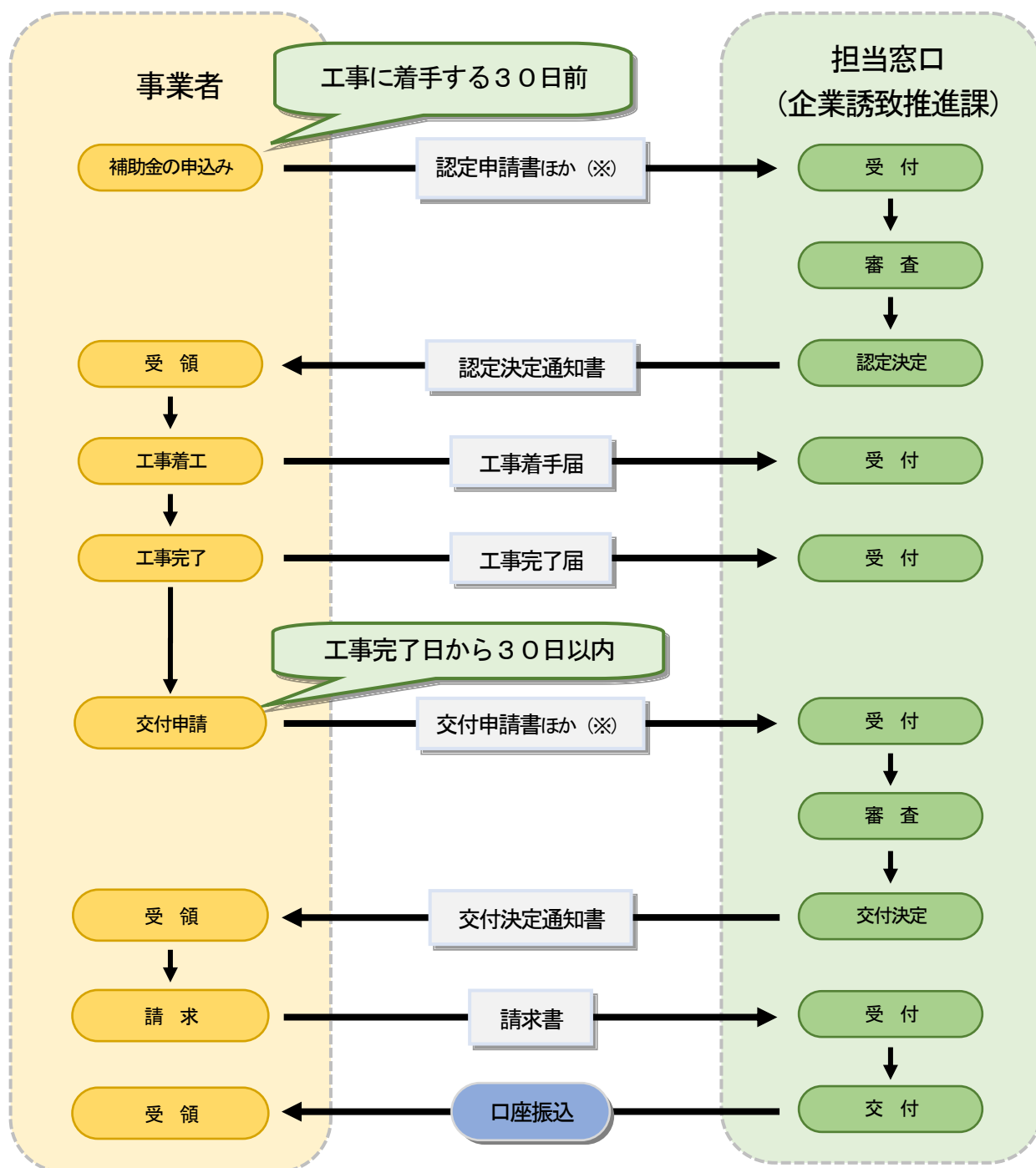
※「新增設」とは、下記のことをいいます。

- 新しく土地を取得して工場等を建設もしくは賃借する
- 既に事業を行っている敷地内に新たに工場等を建設もしくは賃借する
- 所有する既存の事業所の増築を行う

●要件

- 認定申請書の提出後、3年以内に操業を開始すること。
- 過去3年間で市税の滞納がないこと。
- ①～④の優遇制度のいずれかの認定を受けていること。

●手続きの流れ



※認定申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・補助対象事業に要する経費がわかる書類（契約書又は見積書の写し等）
- ・補助対象事業に係る土地の登記事項証明書
- ・補助対象事業に係る設計概要等がわかる図面（位置図、付近見取図、公図、配置図、求積図等）及び現況写真

※交付申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・補助対象事業に要した経費の支払いを証明する書類（請求書及び領収書の写し等）
- ・完了した補助対象事業の概要等がわかる図面（位置図、付近見取図、公図、配置図、求積図等）及び完了写真

⑥ 新規雇用促進奨励金

対象業種：

製造業

物流業

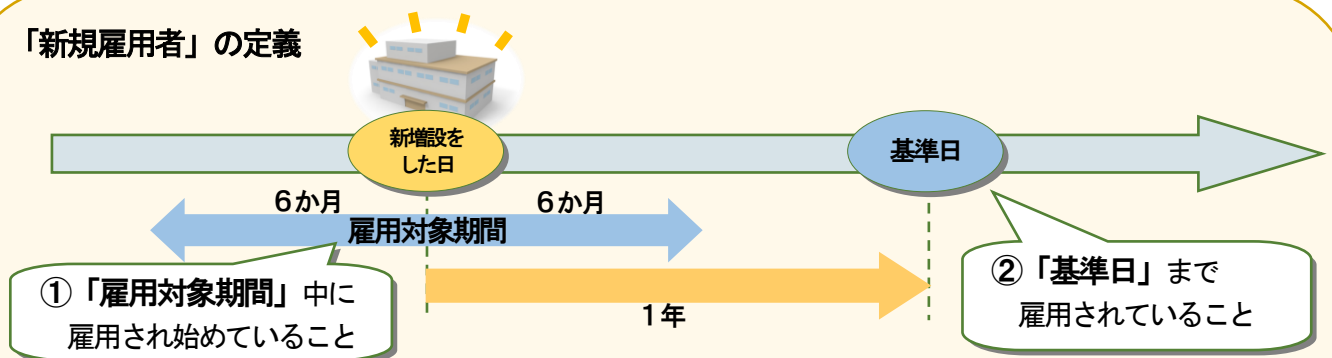
●制度の概要

市民の雇用機会の拡大を図るため、工場等の新增設に伴い江南市民を正規雇用した企業に対して奨励金を交付します。

●奨励金の額

○新規雇用者1人につき20万円（限度額400万円）

「新規雇用者」の定義



③奨励金の交付申請を行った日において、江南市に住所を有する江南市民であること

④期間に定めのない雇用契約に基づく雇用保険の被保険者であること

⑤公共職業安定所のあっせんによる者または新規卒業者であること

※「新增設をした日」とは、新增設（右下参照）を行い、

工事を完了した日または工場等の操業を開始した日をいいます。

※「雇用対象期間」とは、新增設をした日およびその前後6か月以内の日をいいます。

●交付対象者

工場等（物品の製造、開発、加工、修理、流通のための施設）の新增設に伴い、新規雇用者を1人以上雇用する者が対象となります。

※「新增設」とは、下記のことをいいます。

○新しく土地を取得して工場等を建設もしくは賃借する

○既に事業を行っている敷地内に新たに工場等を建設もしくは賃借する

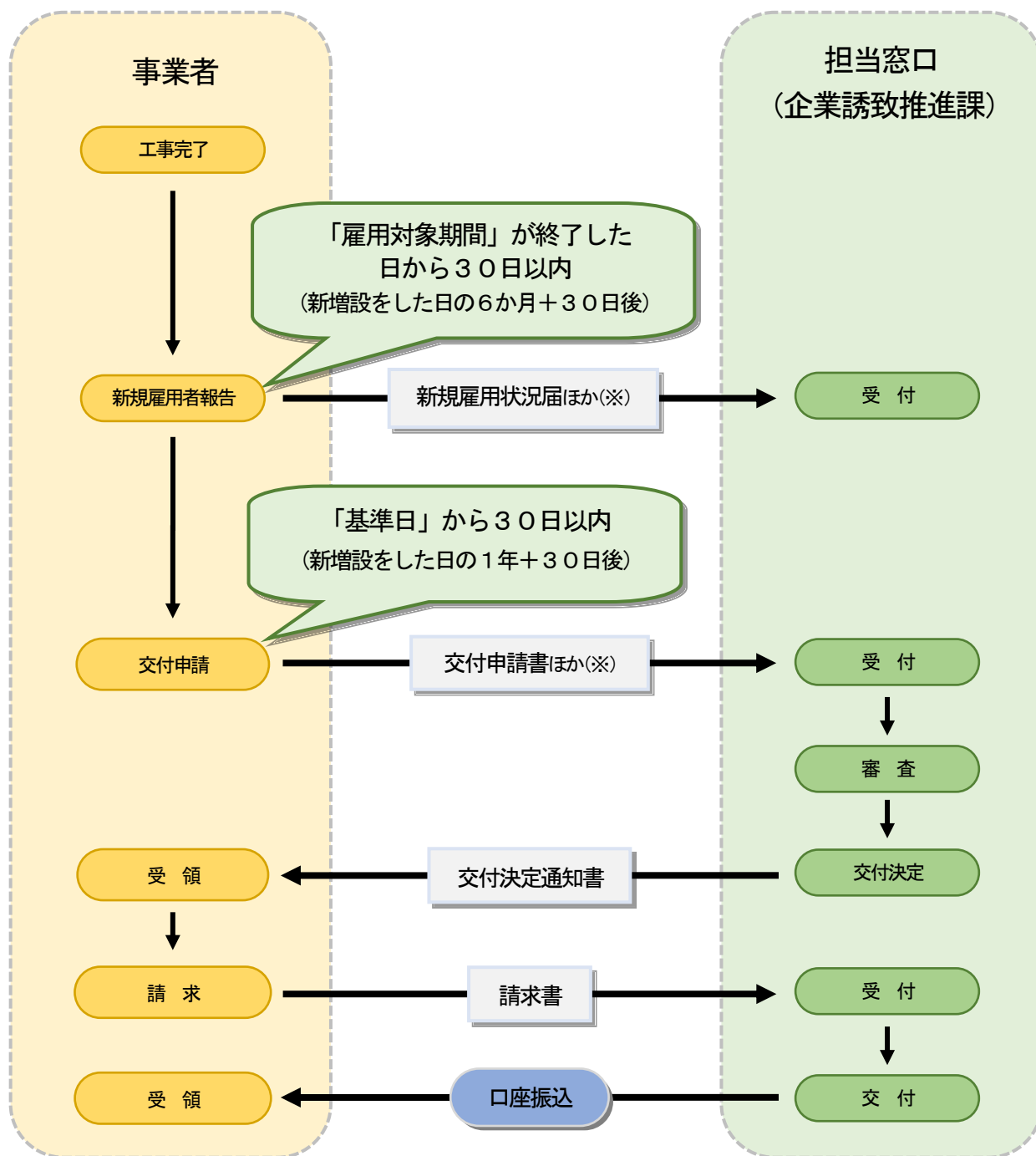
○所有する既存の事業所の増築を行う

●要件

○過去3年間で市税の滞納がないこと。

○①～④の優遇制度のいずれかの認定を受けていること。

●手続きの流れ



※新規雇用状況届を提出される際には、下記の書類を添付してください。

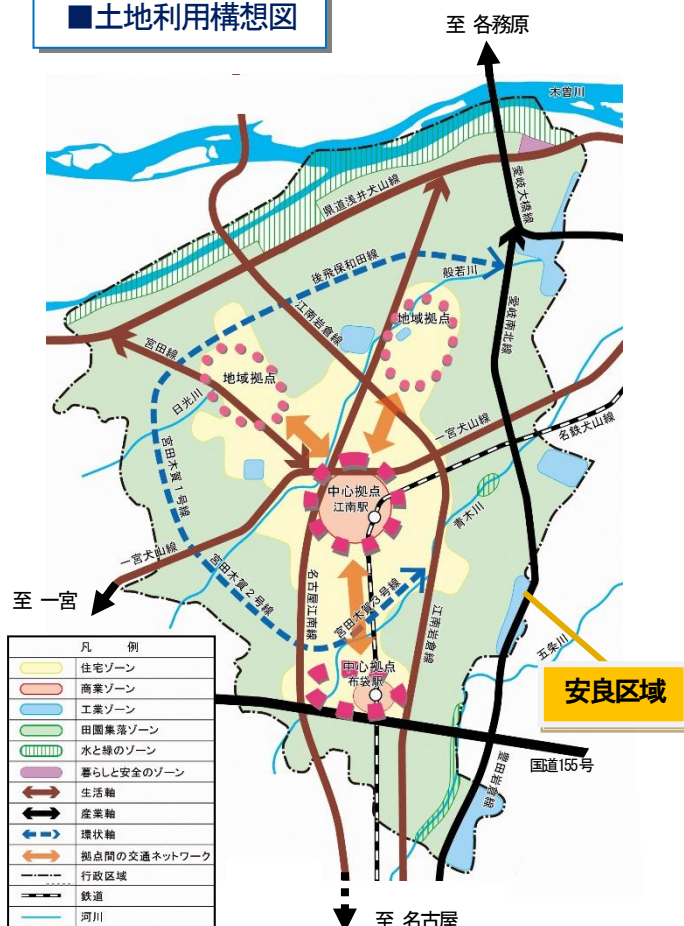
- ・新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し
- ・新規雇用者が公共職業安定所のあっせんによるものにあつては、あっせんにより雇用を開始したことを証明する書類
- ・新規雇用者が新規卒業者にあつては、卒業を証明する書類

※交付申請書を提出される際には、下記の書類を添付してください。

- ・新規雇用者の雇用状況が確認できる書類
- ・新規雇用者の住所に関する調査同意書
- ・市税の納税状況等に関する調査同意書
- ・工場等の新增設に伴い、新規雇用者1人以上を雇用したことを証明する書類

安良区域について

■土地利用構想図



安良区域

■用地の特色

市の東部に位置し、東名・名神高速道路小牧 I.C. まで約 10 分の好立地。幅員 9m 以上の道路が 3 本通っており、多くの区画に面しています。

■用地データ

所在地	安良町および今市場町の一部区域
面積	約 2.3ha (道路や既存宅地含む)
土地価格	企業が地権者と個別に交渉
土地利用区分	市街化調整区域
建築基準	建ぺい率 60% 容積率 200%
その他	都市計画法第 34 条第 12 号の区域。 上記による開発許可には、日本標準産業分類に規定する製造業に該当すること等の要件があります。 ※物流業は他の基準による開発許可となります

江南市では企業の皆様のニーズにワンストップサービスで対応します

お問い合わせ

江南市 企業誘致推進課 企業誘致グループ

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL : 0587-50-0192 FAX : 0587-56-5516

E メール kigyo@city.konan.lg.jp

ホームページ <https://www.city.konan.lg.jp>